平成２３年（フ）第６７１号
広島県大竹市小方１丁目26番３号
破産者　間　　進
1　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
2　一般調査期日　平成23年12月19日午後３時
平成23年９月29日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５０号
滋賀県東近江市五個荘竜田町433番地
破産者　藤野　雅士
1　破産債権の届出期間　平成23年11月14日まで
2　一般調査期日　平成23年12月７日午前11時
平成23年９月29日　　大津地方裁判所民事部

破産管財人選任

平成２３年（フ）第２８９号
奈良市朱雀３丁目15番地の１　高の原駅前団地６―101
破産者　山下　晴朗
次の者を破産管財人に選任した。
破産管財人　弁護士　皐月　宏彰
平成23年９月26日　　奈良地方裁判所

破産管財人変更

平成２２年（フ）第４８６６号
大阪市中央区備後町３丁目１番６号
破産者　株式会社ルイペリエ
破産管財人　衛藤　祐樹が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　坂川　雄一
平成23年９月21日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第５０号
和歌山県日高郡日高町大字荊木52番地の１
破産者　濵口　　泰
1　期日　平成23年12月１日午後１時10分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年９月29日
和歌山地方裁判所御坊支部

平成１８年（フ）第４５０１号
名古屋市千種区今池５丁目11番18号
破産者　株式会社エフワン
1　期日　平成23年12月７日午後０時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年９月28日
名古屋地方裁判所民事第２部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２６１号
山口県防府市大字田島2318番地の４　緑風苑303号室
破産者　添　　忠彦
異議申述期間　平成23年11月４日まで
平成23年９月29日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
山口県岩国市天尾1810番地の10
破産者　有限会社川瀬工務店
異議申述期間　平成23年11月８日まで
平成23年９月29日　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１５６号
宮崎県児湯郡新富町大字新田17060番地
破産者　有限会社日章開発
異議申述期間　平成23年11月29日まで
平成23年９月29日　　宮崎地方裁判所破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６１０６号
東京都新宿区中町23―１―306
破産者　平尾　直子
免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
平成23年９月29日
東京地方裁判所民事第20部

復 権 決 定

平成２３年（モ）第５０４８号
（平成２３年（フ）第１３８号）
埼玉県草加市氷川町119番地６　若葉荘
破産者　中野　正美
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　破産者は復権する。
さいたま地方裁判所越谷支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第６号
函館市弁天町20番３号
清算株式会社　函館どつく建設工業株式会社
代表清算人　杉原　　満
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
函館地方裁判所民事部

平成２３年（ヒ）第３０２９号
大阪市中央区南船場４丁目12番12号
清算株式会社　サカエ建設株式会社
代表清算人　酒井　禎明
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２０年（ヒ）第１２号
群馬県前橋市日吉町３丁目36番地の４
清算株式会社　株式会社アールシステム
代表清算人　中村　勇一
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所民事部

平成２３年（ヒ）第２０４５号
東京都中央区京橋１丁目14番５号土屋ビル３階
清算株式会社　株式会社南大江
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２０５２号
東京都中央区日本橋小伝馬町16番５号
清算株式会社　株式会社ジャパン・エンジニアリング・サプライ
1　決定年月日　平成23年９月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第５号
奈良県天理市南六条町元柳生方75番地の１
清算株式会社　大阪不二サッシ建材株式会社
代表清算人　齋藤　伸二
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
奈良地方裁判所民事部

監 督 命 令

平成２３年（再）第２２号
大阪府豊中市勝部１丁目82番１
再生債務者　株式会社ゼロム
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区高麗橋２丁目５番10号アイケイビル３階　密総合法律事務所　弁護士　密　　克行
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成23年９月20日
大阪地方裁判所第６民事部